

令和6年度 大津市への移住・定住支援施策一覧

○住まい編

事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号	
1	住宅取得費・改修費等補助	大津市定住促進リフォーム補助金	市外からの転入者がリフォーム工事を行う場合、または、市外の子世帯が市内の親世帯と同居する際のリフォーム工事について、その経費の一部を補助する事業	住宅政策課	077-528-2899

○結婚編

事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号	
1	結婚支援	大津市結婚新生活支援事業補助金	(1)市内で、婚姻に伴う新生活を始められる夫婦を対象に住宅取得費用、住居賃貸借費用の一部を補助する ●主要要件 ①令和6年1月1日から令和7年2月28日に婚姻届を提出し受理された夫婦 ②夫婦の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっていること ③婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下であること ④令和5年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること ●補助金額 上限 29歳以下 60万円 39歳以下 30万円 (2)市内で、婚姻に伴う新生活を始められる夫婦を対象に住宅取得費用の一部を補助する(住宅賃借費用は対象外) ●主要要件 ①令和6年1月1日から令和7年2月28日に婚姻届を提出し受理された夫婦 ②夫婦の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっていること ③婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下であること ④令和5年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円以上であること ●補助金額 上限 20万円 ※(1)(2)ともに予算上限に達し次第受付を終了します。	企画調整課	077-528-2701

○子育て編

事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号	
1	おおつ子育てアプリ「とも☆育」	18歳未満のお子さんやその保護者を対象にした、子育てに関するイベントやその他市の子ども・子育て支援情報をより手軽に入手できるアプリ	子ども・若者政策課	077-528-2917	
2	育児支援	産後ケア事業	産後の母子の心身のケアや育児等を支援することにより、福祉の増進を図る。	母子保健課	077-511-9182
3		多胎児家庭育児支援事業	多胎児を養育している保護者に対して、ホームヘルパー等を派遣し、心身の負担を軽減する。利用期限は多胎児が3歳に達する日まで。	母子保健課	077-511-9182
4	医療費助成	乳幼児医療費助成事業	0歳児から就学前までの乳幼児の医療費の自己負担分を助成	保険年金課	077-528-2653
5		子ども医療費助成事業	小学校1年生から高校生世代までの子どもの入院・通院に係る医療費(保険適用総医療費の自己負担分)を助成 ただし、自己負担有。入院:1日につき1,000円、月限度額14,000円(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと)通院:1ヶ月につき1診療報酬明細あたり500円。調剤薬局は自己負担無	保険年金課	077-528-2653
6		不育症治療費助成	不育症の検査及び治療に係る費用の一部を助成する。	母子保健課	077-511-9182
7		先進医療に係る不育症検査費用助成	先進医療に位置付けられた不育症検査のうち将来的な保険適用を見据え実施される検査に係る費用の一部を助成する。	母子保健課	077-511-9182
8	出産支援	妊婦健康診査費用等助成	(1)妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査にかかる費用の一部を受診券により助成する。 (2)(1)に加え、次の①～③に該当する費用について、申請に基づく償還払いを実施する。 ①妊婦健康診査(基本健診・各種検査)のうち、大津市が対象と定める検査等の項目について、受診券の補助上限金額を超えて自己負担した費用 ②妊婦健康診査(基本健診)について、14回(多胎妊婦の方は19回)を超えて受診した際に自己負担した費用 ③受診券を使用せずに妊婦健康診査(基本健診・各種検査)・産婦健康診査・新生児聴覚検査を受診した際に自己負担した費用	母子保健課	077-511-9182
9		歯周病検診(妊婦)	妊婦の歯周病検診に係る費用を助成する。	健康推進課	077-528-2748
10	給食費免除	3人目以降の児童生徒に係る給食費の免除	大津市立の小中学校へ通う児童生徒のうち、18歳以下の子で3人目以降の児童生徒にかかる学校給食費について免除 令和6年10月から算定基準年齢を18歳から22歳に拡大予定	学校給食課	077-528-2636

○仕事編

事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号	
1	就職支援	就職面接会等開催	市内事業所と求職者のマッチングを図るため、就職面接会及び合同企業説明会を開催	商工労働政策課	077-528-2755
2		就労相談事業	市役所、市民センター(10箇所)等で、年間35回就労コーディネーターによる就労相談を実施	商工労働政策課	077-528-2755
3	創業促進事業費補助金	市内で新たに創業する方、又は、創業して3年以内の方に対し、創業・起業に要する経費の一部を補助 ●対象経費 店舗等改装費、店舗等借入費、設備費、広報費、報酬費 など ●補助率等 補助率1/2(上限額50万円) 対象者が35歳以下の場合、上限100万円に引き上げ	商工労働政策課	077-528-2754	
4	起業支援	産業化支援コーディネーター派遣事業	市内の中小企業や個人事業主をサポートするため、経営指導や技術に長けた産業化支援コーディネーターを派遣。 創業支援のほか、商品・技術開発、商品化、販路開拓、経営相談等、様々な相談に対応。訪問支援にも対応。 ●相談無料	商工労働政策課	077-528-2754
5		女性・若者起業家の経営スクール事業	女性や若者の起業家を対象として、企業経営に必要とされる「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等に関するビジネススキル研修会を開催。 ●参加料無料	商工労働政策課	077-528-2754